佐織地区地域し尿処理施設使用料 改定案

(消費税及び地方消費税の額は含まない。)

○基本使用料(1使用月)

・世帯当たりから水量制へ変更し基本使用料を1,000円とする。

東八幡浄化センター : 3,181 円/(1 世帯) \Rightarrow 1,000 円 西八幡団地浄化センター: 4,272 円/(1 世帯) \Rightarrow 1,000 円 諸桑団地浄化センター : 3,909 円/(1 世帯・2 人まで) \Rightarrow 1,000 円

○10 ㎡当りの改定率

東八幡: 52.85%DOWN 【3, 181 円/(1 世帯) \Rightarrow 1, 500 円/10 ㎡】 西八幡: 64.89%DOWN 【4, 272 円/(1 世帯) \Rightarrow 1, 500 円/10 ㎡】 \Rightarrow 1, 500 円/10 ㎡】 \Rightarrow 1, 500 円/10 ㎡】

○超過使用料

改定案①

- ・3段階の区分とする。
- ・100㎡超~は、公共下水道と同じ2割増しとする。

設定なし ⇒ <u>0 m³超~ 10 m³まで</u> <u>50 円</u> 設定なし ⇒ <u>10 m³超~100 m³まで</u> <u>150 円</u> 設定なし ⇒ 100 m³超~ 180 円

改定案②

- 4段階の区分とする。
- ・100 ㎡超~は、公共下水道と同じ2割増しとする。

設定なし \Rightarrow <u>0 m³超~ 10 m³まで</u> <u>50 円</u> 設定なし \Rightarrow <u>10 m³超~100 m³まで</u> <u>150 円</u> 設定なし \Rightarrow <u>100 m³超~200 m³まで</u> <u>180 円</u> 設定なし \Rightarrow 200 m³超 210 円

改定案③

- ・公共下水道と同じ区分とし0㎡超~10㎡までを追加する。
- ・10 ㎡超~は、公共下水道と同じ使用料とする。

<u>0 m³超~ 10 m³まで</u> <u>50円</u> 設定なし \Rightarrow 設定なし \Rightarrow 10 ㎡超~ 50 ㎡まで 150円 <u>50 m³超~100 m³まで</u> 180円 設定なし \Rightarrow 設定なし \Rightarrow 100 m³超~500 m³まで 210円 設定なし \Rightarrow 500 m 超 240 円